

■ 4条1項11号

不服 2022-017051

＜本願商標＞

バリュークリエーション
VALUE CREATION

第41類「芸能・スポーツ又は知識の教授及びこれに関する情報の提供、セミナーの企画・運営又は開催及びこれに関する情報の提供、電子出版物の提供及びこれに関する情報の提供、図書及び記録の供覧及びこれに関する情報の提供、図書の貸与及びこれに関する情報の提供、書籍の制作及びこれに関する情報の提供」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「VALUE CREATION 21」（標準文字）

第41類「シンポジウムの企画・手配・運営及び開催、フォーラムの企画・手配・運営及び開催、研究会の企画・手配・運営及び開催、セミナーの企画・運営又は開催、業務遂行のための社員の教育及び訓練、芸能・スポーツ又は知識の教授、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、書籍の制作」及び第16類の指定商品

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「バリュークリエーション」及び「VALUE CREATION」の文字を二段に表してなるところ、各段の構成文字は、同じ大きさ及び書体で横一列にまとまりよく表してなるから、一連一体の語を表してなると看取できる。

そして、「VALUE」（バリュー）の文字は「価値」の意味を、「CREATION」（クリエーション）の文字は「創造」の意味を有する英語（外来語）である（参照：「ベーシックジーニアス英和辞典 第2版」大修館書店、「広辞苑 第7版」岩波書店）が、それらを結合した「バリュークリエーション」及び「VALUE CREATION」の文字は、一般的な辞書に掲載されている成語ではなく、我が国で慣れ親しまれている外来語でもないから、構成文字全体として、具体的な意味合いを認識、理解させるものではない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「バリュークリエーション」の称呼を生じ得るが、特定の観念は生じない。

（２）引用商標について

引用商標は、「VALUE CREATION 21」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、「VALUE CREATION」の欧文字と、アラビア数字の「21」とを組み合わせたものであるが、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ、等間隔で、横一列にまとまりよく表してなるから、一連一体の語を表してなると看取でき、いずれかの文字部分が独立して看者の注意を引くようなものではない。

そして、引用商標の構成全体から生じ得る「バリュークリエーションニジューイチ」又は「バリュークリエーショントゥエンティワン」の称呼もやや冗長ではあるものの一連に称呼し得るものである。

さらに、「VALUE CREATION」の欧文字部分は、前記（１）のとおり、具体的な意味合いを認識、理解させるものではなく、それに「21」の数字を組み合わせる引用商標は、構成文字全体として、具体的な意味合いを認識させない造語を表してなると理解できる。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「バリュークリエーションニジューイチ」又は「バリュークリエーショントゥエンティワン」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

（３）本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、構成文字全体として異なる語を表してなるから、その構成中に「VALUE CREATION」の文字を含む点を共通にするとしても、判別は容易である。また、称呼においては、語頭の「バリュークリエーション」の構成音を共通にするとしても、語尾の「ニジューイチ」又は「トゥエン

ティワン」の音の有無により、全体の語調、語感は異なるものになるから、聴別は容易である。さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別は容易だから、これを同一又は類似の役務について使用しても、役務の出所について混同を生じるおそれはなく、両商標は類似する商標とは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定役務を比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当せず、同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「バリュークリエーション\VALUE CREATION」と引用商標「VALUE CREATION 21」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別は容易だから、これを同一又は類似の役務について使用しても、役務の出所について混同を生じるおそれはなく、両商標は類似する商標とは認められない、と判断されました。

以前にご紹介した審決でも、「FACT」と「FACT4」が非類似とされた事件（不服 2020-015326）や、「KAP88」と「KAP（図形付き）」が非類似とされた事件（不服 2021-015353）があります。最近の審決では他にも、「Lock3」と「ロック」が非類似とされた事件（不服 2021-010399）や、「factor4（※「4」はデザイン化）」と「ファクター（ロゴ）」が非類似とされた事件（不服 2022-011970）などがあります。

これらの審決例に基づけば、商標の構成要素の差異が実質的に数字の有無しかない場合であっても、互いに一連一体の商標として非類似と判断されるのが最近の主流のようです。

ただ、これらの審決例における商標は、文字と数字の間にスペースがなく結合した構成であるところ、本事件の引用商標「VALUE CREATION 21」は、文字と数字の間にスペースがあっても一連一体と判断されている点で、若干異なると言えるでしょう。

しかしながら、以前にも少し述べたかと思いますが、これらの両商標を現実的に使用した場合、数字のみの有無の違いによって、本当に出所の混同は生じないのでしょうか。

本事件では、両商標の指定役務に「芸芸・スポーツ又は知識の教授」や「セミナーの企画・運営又は開催」などが含まれていますが、たとえば、仮に「VALUE CREATION」が使用された学習塾と、「VALUE CREATION 21」が使用された学習塾が並存している場合、需要者はこれらが全く別の塾であると直ちに認識できるのでしょうか。僭越ながら、当職にはとてもできるとは思えません。

また、本審決の理屈で「バリュークリエーション\VALUE CREATION」と「VALUE CREATION 21」が非類似であるなら、「VALUE CREATION ○」（○は任意の数字）についても、それぞれ非類似ということになり、すべてに商標登録が認められることになってしまいます。

当事者からすれば、これでは何のために商標登録をするのかわからないということになりますし、後発の競業者によるフリーライドや商標の横取りを簡単に許してしまうことになりかねないのではないのでしょうか。当職は、やはり本審決の結論には納得できません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年2月15日 >